

令和4年6月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
報告 7	令和3年度豊明市土地開発公社決算並びに令和4年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
報告 8	令和3年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
議案 4 3	教育長の任命について
議案 4 4	人権擁護委員候補者の推薦について
議案 4 5	令和4年度豊明市一般会計補正予算（第3号）について
議案 4 6	豊明市民間活用事業推進審査委員会設置条例の制定について
議案 4 7	豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案 4 8	豊明市税条例等の一部改正について
議案 4 9	豊明市都市計画税条例の一部改正について
議案 5 0	豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
議案 5 1	豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について
議案 5 2	豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正について
議案 5 3	令和4年度豊明市一般会計補正予算（第4号）について

報告第7号

令和3年度豊明市土地開発公社決算並びに令和4年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、土地開発公社に係る経営状況に関する事項について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和3年度

収支決算書

豊明市土地開発公社

令和4年5月12日 認定

事業報告書

1 総括事項

令和3年度の取得事業及び処分事業はありませんでした。

2 役員会に関する事項

(1) 理事会(令和3年5月11日)

議案第3号 令和2年度豊明市土地開発公社収支決算の認定について

議案第4号 剰余金の処分について

(2) 理事会(令和4年3月14日)

議案第1号 令和4年度豊明市土地開発公社事業計画について

議案第2号 令和4年度豊明市土地開発公社収支予算について

令和3年度 豊明市土地開発公社 決算状況報告書

令和4年3月31日

収益的収入及び支出の部

収 入

(単位：円)

款	区 項	分 目	節	予 定 額				執 行 額	予定額との比較
				当 初	補 正	流 用 額	計		
1. 事業収益				0	0	0	0	0	0
	1. 公有地取得事業収益			0	0	0	0	0	0
		1. 公有用地売却収益		0	0	0	0	0	0
2. 事業外収益				90,000	0	0	90,000	7,050	82,950
	1. 受取利息			89,000	0	0	89,000	7,050	81,950
		1. 受取利息		89,000	0	0	89,000	7,050	81,950
	2. 雑収益			1,000	0	0	1,000	0	1,000
		1. 雑収益		1,000	0	0	1,000	0	1,000
収 入 合 計				90,000	0	0	90,000	7,050	82,950

支 出

(単位：円)

款	区 項	分 目	節	予 定 額				執 行 額	予定額との比較
				当 初	補 正	流 用 額	計		
1. 事業原価				0	0	0	0	0	0
	1. 公有地取得事業原価			0	0	0	0	0	0
		1. 公有用地売却原価		0	0	0	0	0	0
2. 販売費及び一般管理費				85,000	0	0	85,000	71,000	14,000
	1. 販売費及び一般管理費			85,000	0	0	85,000	71,000	14,000
		1. 人件費		0	0	0	0	0	0
			1. 報酬	0	0	0	0	0	0
		2. 経費		85,000	0	0	85,000	71,000	14,000
			1. 旅費	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			2. 交際費	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			3. 需用費	10,000	0	0	10,000	0	10,000
			4. 役務費	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			5. 負担金	1,000	0	0	1,000	0	1,000
			6. 公租公課	71,000	0	0	71,000	71,000	0
3. 予備費				5,000	0	0	5,000	0	5,000
	1. 予備費			5,000	0	0	5,000	0	5,000
		1. 予備費		5,000	0	0	5,000	0	5,000
支 出 合 計				90,000	0	0	90,000	71,000	19,000

資本的収入及び支出の部

収入

(単位：円)

区 分				予 定 額						執 行 額	予定額との比較	備 考
款	項	目	節	当 初	補 正	流 用 額	小 計	繰 越 額	合 計			
1. 資本的収入				104,000	0	0	104,000	0	104,000	63,739	40,261	
	1. 借入金			104,000	0	0	104,000	0	104,000	63,739	40,261	
		1. 借入金		104,000	0	0	104,000	0	104,000	63,739	40,261	
収入合計				104,000	0	0	104,000	0	104,000	63,739	40,261	

支出

(単位：円)

区 分				予 定 額						執 行 額	予定額との比較	備 考
款	項	目	節	当 初	補 正	流 用 額	小 計	繰 越 額	合 計			
1. 資本的支出				104,000	0	0	104,000	0	104,000	63,739	40,261	
	1. 公有地取得事業費			104,000	0	0	104,000		104,000	63,739	40,261	
		1. 用地費		0	0	0	0		0	0	0	
		2. 補償費		0	0	0	0		0	0	0	
		3. 委託料		0	0	0	0		0	0	0	
		4. 工事費		0	0	0	0		0	0	0	
		5. 支払利息		104,000	0	0	104,000		104,000	63,739	40,261	
		6. 需用費		0	0	0	0		0	0	0	
			1. 消耗品費	0	0	0	0		0	0	0	
	2. 償還金			0	0	0	0		0	0	0	
		1. 借入償還金		0	0	0	0		0	0	0	
支出合計				104,000	0	0	104,000	0	104,000	63,739	40,261	

資金執行計算書

(単位：円)

受入資金	15,229,832
1 事業収益	0
2 事業外収益	7,050
3 長期借入金	63,739
4 前年度繰越金	15,159,043
支払資金	134,739
1 販売費及び一般管理費	71,000
2 公有地取得事業費	63,739
3 償還金	0
4 前年度未払金	0
差引	15,095,093

損益計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 公有用地売却収益	0	
事業収益合計	<u>0</u>	<u>0</u>
2 事業原価		
(1) 公有用地売却原価	0	
事業原価合計	<u>0</u>	<u>0</u>
事業総利益		<u>0</u>
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	71,000	
販売費及び一般管理費合計	<u>71,000</u>	<u>71,000</u>
事業損失		<u>71,000</u>
4 事業外収益		
(1) 受取利息	7,050	
(2) 雑収益	0	
事業外収益合計	<u>7,050</u>	<u>7,050</u>
当年度純損失		<u><u>63,950</u></u>

財 産 目 録

資 産 の 部

令和4年3月31日
(単位：円)

区 分	明 細	金 額
預 金	普通預金及び定期預金	15,080,093
基 金	定 期 預 金	10,000,000
土 地	公 有 用 地	19,667,831
合 計		44,747,924

負 債 の 部

令和4年3月31日
(単位：円)

区 分	借 入 先 等	金 額
長期借入金	愛知信用金庫豊明支店	19,652,831
合 計		19,652,831

事業原価計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	<u>0</u>
(2) 補償費	<u>0</u>
(3) 委託料	<u>0</u>
(4) 工事費	<u>0</u>
(5) 支払利息	<u>63,739</u>
(6) 需用費	<u>0</u>

当年度取得事業原価	<u>63,739</u>
前年度末未処分用地	<u>19,604,092</u>
当年度用地売却原価	<u>0</u>
当年度末未処分用地	<u>19,667,831</u>

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	<u>15,080,093</u>	
(2) 公有用地	<u>19,667,831</u> (※1)	
流動資産合計		<u>34,747,924</u>
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産	<u>10,000,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000,000</u>
資 産 合 計		<u>44,747,924</u>
負 債 の 部		
1 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>19,652,831</u>	
固定負債合計		<u>19,652,831</u>
負 債 合 計		<u>19,652,831</u>
資 本 の 部		
1 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>	
資本金合計		<u>10,000,000</u>
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	<u>15,159,043</u>	
(2) 当期純損失	<u>63,950</u>	
準備金合計		<u>15,095,093</u>
資 本 合 計		<u>25,095,093</u>
負 債 ・ 資 本 合 計		<u>44,747,924</u>

※1 個別法による原価法に依っております。

キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
公有地取得事業収入	0
公有地取得事業支出	△ 63,739
人件費支出	0
その他の業務支出	△ 71,000
小計	△ 134,739
利息の受取額	7,050
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 127,689
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
	0
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	63,739
長期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,739
IV 現金及び現金同等物減少額	63,950
V 現金及び現金同等物期首残高	5,144,043
VI 現金及び現金同等物期末残高	5,080,093 (※1)

※1 現金及び現金同等物期末残高に、1年間の定期預金を含めておりません。

令和 3 年度決算付属明細書

豊明市土地開発公社

現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	—	0	
預 金	当 座	0	
	普 通	5,080,093	市内金融機関 5,080,093
	定 期	10,000,000	市内金融機関 10,000,000
	定 期 (資本金)	10,000,000	市内金融機関 10,000,000
満期保有目的以外で保有する有価証券	国 債	0	
	地 方 債	0	
	そ の 他	0	
計	/	25,080,093	/

令和3年度 公有用地明細表 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：円、㎡)

資産区分	期首残高		当期増加高								当期減少高		期末残高		摘要
	面積	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量 試験費	諸経費	支払利息	計	面積	金額	面積	金額	
大根若王子線用地 (間米町鶴根地内)	174.00	19,604,092	0.00	0	0	0	0	0	63,739	63,739	0.00	0	174.00	19,667,831	
合計	174.00	19,604,092	0.00	0	0	0	0	0	63,739	63,739	0.00	0	174.00	19,667,831	

事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	0	
合 計		0	/

事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	0	
合 計		0	/

資本金明細表

(単位：円)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 金	摘 要
基 本 財 産	豊 明 市	10,000,000	
合 計	/	10,000,000	/

令和3年度豊明市土地開発公社事業実績

取得

事業名	所在	面積(m ²)	地目	金額(円)	備考
都市計画道路用地		174.00		63,739	
大根若王子線用地	間米町鶴根地内	174.00	宅地	63,739	
合計		174.00		63,739	

処分

事業名	所在	面積(m ²)	地目	金額(円)	備考
合計		0.00		0	

剰余金処分計算書

(単位 円)

1 前年度繰越剰余金	<u>15,159,043</u>
2 当年度純損失	<u>63,950</u>

これを次のとおり処分するものとする。

翌年度繰越剰余金	<u>15,095,093</u>
----------	-------------------

決算審査意見書

令和3年度豊明市土地開発公社収支決算並びに関係書類について豊明市土地開発公社定款第24条の規定により審査したところ適正に処理されていることを認めます。

なお、用地の取得、処分については、今後も、土地取得の目的及び資金計画を十分勘案し、公社運営が健全かつ円滑に推進できるよう万全を期されたい。

令和4年4月26日

豊明市土地開発公社理事長 殿

豊明市土地開発公社

監事

浅井 俊

監事

相羽 敏明

令和4年度

事業計画及び収支予算書

豊明市土地開発公社

令和4年3月14日 議決

令和4年度豊明市土地開発公社事業計画

事業名	取得面積	処分面積
	m ²	m ²

令和4年度豊明市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和4年度豊明市土地開発公社の収支予算は、以下に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の予定)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第1款	事業収益	0
第1項	公有地取得事業収益	0
第2款	事業外収益	90
第1項	受取利息	89
第2項	雑収益	1
	収入合計	90

支 出		(単位 千円)
第1款	事業原価	0
第1項	公有地取得事業原価	0
第2款	販売費及び一般管理費	85
第1項	販売費及び一般管理費	85
第3款	予備費	5
第1項	予備費	5
	支出合計	90

(資本的収入及び支出の予定)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収 入		(単位 千円)
第1款	資本的収入	104
第1項	借入金	104
	収入合計	104

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出		(単位 千円)
第1款	資本的支出	104
第1項	公有地取得事業費	104
第2項	償還金	0
	支出合計	104

(借入金)

第4条 資金の借入方法及び借入限度額並びに償還方法を次のとおり定める。

目 的	事業資金にあてるため
限 度 額	2,000,000千円以内
借 入 方 法	市中金融機関 手形借入
利 率	年利4.0%以内
償 還 方 法	土地売却代金を収納した都度償還するものとする。

I 令和4年度豊明市土地開発公社予算執行計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 事業収益				0
	1 公有地取得事業収益			0
		1 公有用地売却収益		0
2 事業外収益				90
	1 受取利息			89
		1 受取利息		89
	2 雑収益			1
		1 雑収益		1
収 入 合 計				90

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 事業原価				0
	1 公有地取得事業原価			0
		1 公有用地売却原価		0
2 販売費及び一般管理費				85
	1 販売費及び一般管理費			85
		1 人件費		0
			1 報酬	0
		2 経費		85
			1 旅費	1
			2 交際費	1
			3 需用費	10
			4 役務費	1
			5 負担金	1
			6 公租公課	71
3 予備費				5
	1 予備費			5
		1 予備費		5
支 出 合 計				90

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 資本的収入				104
	1 借入金			104
		1 借入金		104
収 入 合 計				104

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足した場合、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出

(単位 千円)

款	項	目	節	金額
1 資本的支出				104
	1 公有地取得事業費			104
		1 用地費		0
		2 補償費		0
		3 委託料		0
		4 工事費		0
		5 支払利息		104
		6 需用費		0
			1 消耗品費	0
	2 償還金			0
		1 借入償還金		0
支 出 合 計				104

II 資金計画書

(単位 千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予算額	増減 (△)
受入資金	15,216	15,275	59
(1) 事業収益	0	0	0
(2) 事業外収益	7	90	83
(3) 長期借入金	64	104	40
(4) 前年度繰越金	15,145	15,081	△ 64
支払資金	135	189	54
(1) 販売費及び一般管理費	71	85	14
(2) 公有地取得事業費	64	104	40
(3) 償還金	0	0	0
(4) 前年度未払金	0	0	0
差 引	15,081	15,086	5

Ⅲ 予定損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位 千円)

1 事業収益

(1) 公有用地売却収益

0

事業収益合計

0

2 事業原価

(1) 公有用地売却原価

0

事業原価合計

0

事業総利益

0

3 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費

85

販売費及び一般管理費合計

85

事業損失

85

4 事業外収益

(1) 受取利息

89

(2) 雑収益

1

事業外収益合計

90

当年度純利益

5

IV 予定事業原価計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位 千円)

1 公有用地取得事業費

(1) 用地費	0
(2) 補償費	0
(3) 委託料	0
(4) 工事費	0
(5) 支払利息	104
(6) 需用費	0

当年度取得事業原価	104
前年度末未処分用地	19,667
当年度用地売却原価	0
当年度末未処分用地	19,771

V 予定貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	15,086	
(2) 公有用地	19,771	
流動資産合計		34,857
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産	10,000	
固定資産合計		10,000
資 産 合 計		44,857
負 債 の 部		
1 固定負債		
(1) 長期借入金	19,756	
負 債 合 計		19,756
資 本 の 部		
1 資本金		
(1) 基本財産	10,000	
資本金合計		10,000
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	15,096	
(2) 当期純利益	5	
準備金合計		15,101
資 本 合 計		25,101
負 債 ・ 資 本 合 計		44,857

令和4年度豊明市土地開発公社事業計画

取得

(単位 m²)

事業名	所在	面積	備考
合 計		0.00	

処分

(単位 m²)

事業名	所在	面積	備考
合 計		0.00	

報告第8号

令和3年度豊明市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和3年度豊明市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	728,105,000	687,879,000	105,000,000	106,624,000	361,100,000	115,155,000
2 総務費	1 総務管理費	市民活動推進事業	13,119,000	1,155,000	0	0	0	1,155,000
2 総務費	1 総務管理費	電算管理事業	10,219,000	10,219,000	0	5,109,000	0	5,110,000
2 総務費	1 総務管理費	防犯対策事業	12,648,000	12,648,000	1,000,000	0	0	11,648,000
2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	住民記録電算処理事業	4,576,000	4,576,000	0	4,576,000	0	0
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉事務事業	39,957,000	39,957,000	0	38,392,000	0	1,565,000
3 民生費	3 生活保護費	扶助事業	705,386,000	161,974,000	0	161,974,000	0	0
6 農林水産費	1 農業費	農業委員会事業	280,000	280,000	0	280,000	0	0
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業	23,669,000	23,669,000	12,000,000	0	0	11,669,000
10 教育費	4 社会教育費	市史編さん事業	1,089,000	1,089,000	0	0	0	1,089,000
合 計			1,539,048,000	943,446,000	118,000,000	316,955,000	361,100,000	147,391,000

議案第 4 3 号

教育長の任命について

下記の者は、令和 4 年 7 月 3 1 日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 伏 屋 一 幸
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 4 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の緒方誠子氏は、令和 4 年 9 月 3 0 日任期満了となるので、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦するものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市三崎町
氏 名 久 留 島 夕 紀
生年月日

説 明

この案を提出するのは、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからである。

議案第 4 5 号

令和 4 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 3 号）

議案第 4 5 号

令和 4 年度豊明市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度豊明市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 1, 2 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 9 5 6, 6 8 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,355,525	201,264	3,556,789
	2 国庫補助金	424,934	201,264	626,198
歳入合計		22,755,424	201,264	22,956,688

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		10,545,815	201,264	10,747,079
	2 児童福祉費	4,186,694	71,848	4,258,542
	3 生活保護費	671,703	129,416	801,119
歳出合計		22,755,424	201,264	22,956,688

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	176,978	201,264	378,242
計	424,934	201,264	626,198

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 児童福祉費補助金	71,848	子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 1,848
		子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 70,000
5. 生活保護費補助金	129,416	生活困窮者自立支援金事業費補助金 9,860 増
		非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金 119,556

歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	1, 581, 649	71, 848	1, 653, 497	10. 需用費	17
				消耗品費	5
				印刷製本費	12
				11. 役務費	181
				通信運搬費	85
手数料	96				
12. 委託料	1, 650				
18. 負担金、補助及 び交付金	70, 000				
計	4, 186, 694	71, 848	4, 258, 542		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 扶助費	590, 286	129, 416	719, 702	12. 委託料	15, 556
				19. 扶助費	113, 860
計	671, 703	129, 416	801, 119		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	71,848	71,848				消耗品費 5 増 印刷製本費 12 増 通信運搬費 85 増 手数料 96 増 電算関係委託料 1,650 増 子育て世帯生活支援特別 70,000 給付金
計	71,848	71,848				
	71,848	71,848				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 扶助事業	129,416	129,416				電算関係委託料 6,866 非課税世帯等臨時特別給付金 8,690 付金給付事業委託料 生活困窮者自立支援金 9,860 増 非課税世帯等臨時特別 104,000 給付金
計	129,416	129,416				
	129,416	129,416				

議案第46号

豊明市民間活用事業推進審査委員会設置条例の制定について
豊明市民間活用事業推進審査委員会設置条例を別添のように定めるものとする。

令和4年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、民間活用事業に関する審査委員会を設置する必要があるからである。

豊明市民間活用事業推進審査委員会設置条例

(設置)

第1条 市における民間活用事業に関し必要な事項を審査するため、民間活用事業を検討する事業ごとに、豊明市民間活用事業推進審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「民間活用事業」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定による手続その他の公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用する手法による手続をいう。

(任務)

第3条 委員会は、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。

- (1) PFI法第5条第1項の規定による実施方針の策定に関する事項
- (2) PFI法第7条の規定による特定事業の選定
- (3) PFI法第8条第1項の規定による民間事業者の選定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市における民間活用事業に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱する。

- (1) 民間活用事業に関し識見を有する者
- (2) 法人等の経営及び財務に関し識見を有する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長等が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(委員)

第6条 委員の任期は、その者の委嘱に係る第3条各号に掲げる事項に関する審査が終了するまでとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政経営部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、民間活用事業推進審査委員会委員等の報酬額を定める必要があるからである。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

青少年健全育成 推進員	年額 21,000	
上記以外の附属 機関の委員その 他の構成員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5,000	

を

青少年健全育成 推進員	年額 21,000	
民間活用事業推 進アドバイザー	1回 18,400	旅費条例に よる3級職 相当額
民間活用事業推 進審査委員会委 員長	1回 14,400 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 10,000	旅費条例に よる8級職 相当額
民間活用事業推 進審査委員会委 員	1回 12,000 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 8,400	
上記以外の附属 機関の委員その 他の構成員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5,000	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

豊明市税条例等の一部改正について
豊明市税条例等の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和4年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市税条例等の一部を改正する条例

(豊明市税条例の一部改正)

第1条 豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第20条の3中「第1条の5第2号」を「第1条の9第2号」に改める。

第20条の4第1項中「交付」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」に改める。

第32条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第32条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第33条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「、配偶者特別控除額」を削り、「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第35条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、

同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第35条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第67条の2第1項中「閲覧」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」に改める。

第67条の3第1項中「交付」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条を削る。

（豊明市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 豊明市税条例の一部を改正する条例（令和3年豊明市条例第20号）の一部を次のように改正する。

豊明市税条例第35条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第26条

第2項及び第35条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中豊明市税条例第20条の3の改正規定及び同条例附則第10条の2の改正規定 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- (2) 第1条中豊明市税条例第32条第4項及び第6項、第33条の9第1項及び第2項、第35条の2第1項ただし書及び第2項並びに第35条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（豊明市税条例の一部を改正する条例（令和3年第20号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中豊明市税条例第20条の4第1項の改正規定、同条例第67条の2第1項の改正規定及び同条例第67条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の豊明市税条例第20条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の豊明市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の2第1項の規定は、施行の日以後に支払を受けるべき第35条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規

定する申告書について適用し、施行の日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の豊明市税条例（次項において「旧条例」という。）第35条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行の日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の豊明市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の豊明市税条例第67条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の豊明市税条例第67条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書の交付について適用する。

議案第49号

豊明市都市計画税条例の一部改正について

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和4年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例

豊明市都市計画税条例（昭和47年豊明市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項を第17項とする。

附則第15項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「第5項、第6項、第8項及び第9項」を「第6項、第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第10項の「農地」を「附則第11項の「農地」に、「附則第10項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第10項から附則第14項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則中第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市都市計画税条例の規定は、令和4年度

以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第50号

豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和4年6月3日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市民間活用事業推進審査委員会設置条例の制定に伴い改正する必要があるからである。

豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を
改正する条例

豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年豊明市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項ただし書中「指定管理者の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、選定等について豊明市民間活用事業推進審査委員会設置条例（令和4年豊明市条例第 号）第1条に規定する豊明市民間活用事業推進審査委員会に諮問するときは、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について

豊明市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、子ども医療費の支給対象を拡大するため必要があるからである。

豊明市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

豊明市子ども医療費支給条例（昭和48年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 この条例において「高校生等」とは、「子ども」のうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条第4項を削る。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 高校生等が、国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。）を納付する義務がある場合又は成年に達した場合は、当該高校生等を受給資格者とすることができる。

第4条第1項中「規定による医療に関する給付」の次に「（高校生等にあつては、入院に係るものに限る。）」を加え、「当該子どもの保護者である」を削る。

第5条中「この条例による医療費の支給を受けようとする」を「この条例による医療費（高校生等の医療費を除く。）の支給を受けようとする」に改める。

第7条第1項中「受給者」を「子ども」に、「当該医療を受けた者」を「受給者」に改め、同条に次の1項を加える。

4 高校生等に係る医療費の支給は、当該医療費を受給資格者に支払う。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支

給について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正について
豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例を別添
のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、勅使台団地管理組合法人の管理区域における公共下
水道の整備が完了したため、必要があるからである。

豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例

豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例（令和元年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を削り、同項の表中「1水道メーター当たりの分担金額又は地区総額」を「1水道メーター当たりの分担金額」に、「沓掛地区」を「沓掛地区及び勅使台団地地区」に改め、同表勅使台団地地区の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 3 号

令和 4 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 4 号）

議案第 5 3 号

令和 4 年度豊明市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度豊明市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 6, 4 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 1 3 3, 1 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,556,789	11,355	3,568,144
	2 国庫補助金	626,198	11,355	637,553
15 県支出金		2,033,883	130	2,034,013
	3 委託金	184,530	130	184,660
18 繰入金		1,147,565	146,819	1,294,384
	1 基金繰入金	1,105,124	146,819	1,251,943
20 諸収入		671,218	-24,690	646,528
	5 雑入	543,213	-24,690	518,523
21 市債		748,400	42,800	791,200
	1 市債	748,400	42,800	791,200
歳入合計		22,956,688	176,414	23,133,102

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,228,143	72,799	3,300,942
	1 総務管理費	2,448,306	63,221	2,511,527
	3 戸籍住民基本台帳費	201,515	9,578	211,093
3 民生費		10,747,079	24,766	10,771,845
	1 社会福祉費	5,660,891	6,213	5,667,104
	2 児童福祉費	4,258,542	18,553	4,277,095
4 衛生費		2,082,851	3,204	2,086,055
	1 保健衛生費	1,077,065	3,204	1,080,269
7 商工費		175,270	66,909	242,179
	1 商工費	175,270	66,909	242,179
8 土木費		1,725,108	709	1,725,817
	1 土木管理費	92,588	709	93,297
10 教育費		2,273,411	8,027	2,281,438
	1 教育総務費	720,257	553	720,810
	2 小学校費	388,036	4,510	392,546
	3 中学校費	174,204	654	174,858
	4 社会教育費	323,040	2,310	325,350

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 保健体育費	667,874	0	667,874
歳 出	合 計	22,956,688	176,414	23,133,102

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 5,720

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
乗合交通事業	令和5年度から 令和6年度まで	千円 33,218

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設トイレ改修事業	千円 42,800	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	28,487	9,578	38,065
7. 教育費国庫補助金	2,934	1,777	4,711
計	626,198	11,355	637,553

15 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
6. 教育費委託金	117	130	247
計	184,530	130	184,660

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	730,124	146,819	876,943
計	1,105,124	146,819	1,251,943

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 戸籍住民基本台帳費補助金	2,044	個人番号カード交付事務費補助金 2,044 増
3. 企画費補助金	7,534	マイナポイント事業費補助金 7,534
3. 学校施設整備費補助金	1,777	公立学校情報機器整備費補助金 1,777

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 教育振興費委託金	130	地域とともにある学校づくり推進事業委託金 130

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	146,819	財政調整基金繰入金 146,819 増

20 款 諸収入
5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
3. 雑入	542,770	-24,690	518,080
計	543,213	-24,690	518,523

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務債	156,200	42,800	199,000
計	748,400	42,800	791,200

単位：千円

節		説明
区分	金額	
4. 学校給食費徴収金	-24,690	学校給食費実費徴収金 24,690 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
7. 公共施設トイレ改修 事業債	42,800	公共施設トイレ改修事業 42,800

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	575,994	63,221	639,215	10. 需用費	330
				消耗品費	330
				11. 役務費	5,222
				手数料	5,222
				12. 委託料	10,010
				14. 工事請負費	47,659
計	2,448,306	63,221	2,511,527		

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	201,515	9,578	211,093	12. 委託料	9,578
計	201,515	9,578	211,093		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 財産管理事務事業	330				330	消耗品費 330 増
4 公共施設管理事業	62,891		42,800		20,091	手数料 5,222 増 文化広場グラウンド管理 4,290 棟長寿命化調査委託料 舘小学校校舎設置調査業務委託料 5,720 トイレ改修工事費 47,659
計	63,221		42,800		20,421	
	63,221		42,800		20,421	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 戸籍住民基本台帳事務事業	9,578	9,578				マイナポイント申込支援 7,534 等業務委託料 個人番号カード出張申請 2,044 業務委託料
計	9,578	9,578				
	9,578	9,578				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 福祉医療費	826,880	6,213	833,093	10. 需用費	109
				印刷製本費	109
				11. 役務費	124
				通信運搬費	124
				12. 委託料	1,980
				19. 扶助費	4,000
計	5,660,891	6,213	5,667,104		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	1,653,497	18,553	1,672,050	22. 償還金、利子及 び割引料	18,553
計	4,258,542	18,553	4,277,095		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 母子保健費	430,734	3,204	433,938	18. 負担金、補助及 び交付金	3,204

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 福祉医療事業	6,213				6,213	印刷製本費 109 通信運搬費 124 増 電算関係委託料 1,980 増 福祉医療助成費 4,000 増
計	6,213				6,213	
	6,213				6,213	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	18,553				18,553	子育て世帯等臨時特別支 18,553 援事業費補助金返還金
計	18,553				18,553	
	18,553				18,553	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 子育て予防接種事業	3,204				3,204	予防接種等費用助成金 3,204 増
計	3,204				3,204	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	1,077,065	3,204	1,080,269		

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工振興費	101,344	66,909	168,253	11. 役務費	2,600
				通信運搬費	2,600
				12. 委託料	2,659
				18. 負担金、補助及 び交付金	61,650
計	175,270	66,909	242,179		

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 維持管理総務 費	16,669	709	17,378	1. 報酬	709
計	92,588	709	93,297		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	3,204				3,204	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工業振興補助事業	66,909				66,909	通信運搬費 2,600 小規模店舗利用促進事業 2,659 委託料 小規模店舗利用促進事業 61,650 負担金
計	66,909				66,909	
	66,909				66,909	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 維持管理総務事務事業	709				709	維持管理作業業務 709 増
計	709				709	
	709				709	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	593,009	553	593,562	10. 需用費	423
				印刷製本費	423
				12. 委託料	130
計	720,257	553	720,810		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	318,839	4,510	323,349	10. 需用費	1,610
				消耗品費	1,610
				17. 備品購入費	2,900
計	388,036	4,510	392,546		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	124,275	654	124,929	17. 備品購入費	654
計	174,204	654	174,858		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 教育振興事業	130	130				地域とともにある学校づくり推進事業委託料 130
3 教育相談事業	423				423	印刷製本費 423 増
計	553	130			423	
	553	130			423	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 小学校管理事務事業	4,510	1,450			3,060	消耗品費 1,610 増 管理用備品購入費 2,900 増
計	4,510	1,450			3,060	
	4,510	1,450			3,060	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 中学校管理事務事業	654	327			327	管理用備品購入費 654 増
計	654	327			327	
	654	327			327	

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 文化財保護費	9,200	2,310	11,510	10. 需用費	2,310
				消耗品費	2,310
計	323,040	2,310	325,350		

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 学校給食費	561,416	0	561,416		
計	667,874	0	667,874		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 文化財保護事業	2,310				2,310	消耗品費 2,310 増
計	2,310				2,310	
	2,310				2,310	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 給食センター活動事業	0			-24,690	24,690	財源振替
	0			-24,690	24,690	